

○ 人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則 1～3（略） （人事記録の写しの送付の特例） 4 復興庁が廃止されるまでの間における第十条の規定の適用については、同条中「又は国家行政組織法」とあるのは、「復興庁又は国家行政組織法」とする。	附則 1～3（略）